

奈良市新斎苑等整備運営事業 募集要項等に対する質問への回答(再度募集)

平成30年2月9日

No.	資料名	頁	項目	意見・質問内容	回答
1	従前の「募集要項等に対する質問への回答(平成29年11月13日)」		No.8 業務範囲	開業準備業務に対する支払いはありませんとのご回答ですが、これは開業準備業務費として個別に分類された支払いが無いということであり、対価3に含めてお支払いいただけないという理解でよろしいでしょうか。この場合、開業準備に要する費用は、対価3として平成33年度に一括して計上してよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
2	従前の「募集要項等に対する質問への回答(平成29年11月13日)」		No.18 SPCの設立に関する要件	ご回答として、平成30年2月下旬までにSPCの設立登記申請を行い、かつ、全部事項証明書を取得することを前提とされていますが、2月上旬の優先交渉権者の決定からでは厳しいスケジュールであることは、法務局の手続きの混み具合にもより、事業者側でコントロールすることができません。貴市として想定する各種手続きのスケジュール感をお示ください。	スケジュールについては変更されていますが、厳しい条件は変わらないことは理解しており、その時点で協議に応じます。
3	従前の「募集要項等に対する質問への回答(平成29年11月13日)」		No.28 土地の使用に関する事項	橋梁工事期間については、河川管理者との協議等により必要な用地の確保に市は協力します。とのご回答を頂いておりますが、公表図面に示される岩井川沿いに計画されている工事ヤードは協議済みと理解してよろしいでしょうか。また、工事事務所を当該工事ヤードもしくはそれに隣接して新たに計画する場合、現場内における設置と判断されますか。あるいは、現場外への設置であり、確認済証の交付を受ける必要がございますか。ご教示ください。	工事ヤードについては河川管理者と現在協議中です。隣接して現場事務所を設置する提案であれば、併せて協議することになります。 確認申請については、現場内・外にかかわらず、工事に関する現場事務所については不要と確認しております。なお、市としては工事着手までには河川管理者との協議を完了するよう進めており、事業者提案によって位置など確定すれば再度協議を実施することとなりますが、これまで協議している感触では、特段問題は生じないと認識しています。
4	従前の「募集要項等に対する質問への回答(平成29年11月13日)」		No.54 周辺状況	近隣自治会等との協議のなかで、整備費・工期等に影響する制限・約束事等がございましたらご教示ください。(1日当たりの工事車両台数、工事時間(やむを得ない場合の工事時間延長)など) また、この地区において工事をするうえで、近隣協定で交通関係の協定を締結する予定はありますか。	近隣からは、工事中の防災面を心配している声があるため、橋梁工事の際に現場見学会を開催するなど、地元が安心できる提案を期待しています。 現時点では、工事をする上で、近隣協定で交通関係の協定を締結する予定はありません。
5	従前の「募集要項等に対する質問への回答(平成29年11月13日)」		No.67 インフラの整備状況下水道(汚水)	「工事着手前に、協議を行い適切なリスク分担とすることを想定しています。」とありますが、事業者帰責による場合以外は「市負担」との解釈で宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
6	従前の「募集要項等に対する質問への回答(平成29年11月13日)」		No.97 喫茶、売店	奈良市行政財産使用料条例には「年額」での記載となっていますので、ご提示いただいた使用料の計算式及び金額は、「年額」との解釈で宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
7	従前の「募集要項等に対する質問への回答(平成29年11月13日)」		No.158 各種関係機関等との調整業務	「周辺施設との境界部を設計するに当たり、市が留意している事項」について、お教えいただけますでしょうか。 また、現在示されている事業敷地と鉢伏街道との道路境界部分は、今後大きく変わらないとの理解で良いか。	周辺住民は、土砂災害などに関心があるので、工事中の排水計画などに十分配慮した計画を期待しています。 本線道路及び南側市道拡幅部分の建築敷地との境界点については、今後大きく変わる予定はありません。
8	従前の「募集要項等に対する質問への回答(平成29年11月13日)」		No.187 業務報告書	この質疑の回答にご理解のとおりです。とのご回答でしたが、15年もの期間報告書を残せば倉庫等に保管しきれないと思われるので、データ媒体で保管してもよろしいでしょうか。	事業期間中はデータ媒体での保管でよいこととしますが、定期報告関連は紙媒体で提出することとし、年度終了後5年間は保管しておくこととします。
9	従前の「募集要項等に対する質問への回答(平成29年11月13日)」		No.207 環境保全対策業務	業務範囲、実施期間は、事業期間との記載がございますが、観測には有資格者は不要との理解で宜しいですか。	観測業務に関しては、有資格者である必要はありません。
10	従前の「募集要項等に対する質問への回答(平成29年11月13日)」		No.207 環境保全対策業務	地下水位観測、河川流量調査についてですが、提示資料からは作業ボリュームが想定できません。観測地点の場所によっては、作業時間が大きく異なるため、具体的に、非常駐の設備員が、本来業務の合間(1時間程度)で完了できる作業ボリュームなど、貴市として想定する作業ボリュームをお教えいただけないでしょうか。	現在、市職員で行っており、6箇所の湧水観測については、1時間程度の作業となっています。
11	従前の「募集要項等に対する質問への回答(平成29年11月13日)」		No.223 植栽・外構・緑地維持管理業務	倒木対応の範囲については、「変更した範囲」とありますが、市道回りの倒木対応は貴市の業務範囲との理解で宜しいですか。	ご理解の通りです。
12	従前の「募集要項等に対する質問への回答(平成29年11月13日)」		No.224 環境保全対応(事後調査)の報告	「関係部署への報告は、事業着手後に市との協議にて決定」とありますが、関係部署への報告への同席や、報告書の作成・修正、関係団体への説明会同席等、提案時点で想定していなかった新たに対応費用が発生した場合は、追加費用計上について協議させていただきますよう、お願いします。	環境団体への対応など、特段大きな問題になるようなことは想定していません。想定外の事態が生じた場合は市で対応していくこととしますが、必要に応じて協力をお願いします。

奈良市新斎苑等整備運営事業 募集要項等に対する質問への回答(再度募集)

平成30年2月9日

No.	資料名	頁	項目	意見・質問内容	回答
13	従前の「募集要項等に対する質問への回答(平成29年11月13日)」		No.248 公金出納代行業務	金融機関への振込手数料は事業者負担とありますが、指定機関へ指定の振込用紙で納める場合は、手数料は無いと考えて宜しいでしょうか？	ご理解の通りです。
14	従前の「募集要項等に対する質問への回答(平成29年11月13日)」		No.306 運営・維持管理業務委託契約に基づく対価(対価3)の内訳及び算定根拠	工事中に要したSPC設立・管理費は平成33年度以降の運営・維持管理費の対価でお支払いいただけるとのご回答ですが、対価3として平成33年度に一括して計上してよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
15	維持管理運営業務委託契約	4	第4条(28)、第10条 保証対象額	維持管理運営期間中の契約解除(事業者帰責)に伴う違約金について、履行保証保険で対応する場合、「保証対象額」は「平成33年度対価の100分の10以上の金額」となりますが、工事中のSPC関連経費について、平成33年度の対価3に一括計上する場合、「保証対象額」が大幅に増加することになります。この場合、平成34年度以降の保証対象額については、「平成34年度対価の100分の10以上の金額」としていただけないでしょうか。	毎年度の対価の100分の10以上の金額を担保できるようにしてください。
16	従前の「募集要項等に対する質問への回答(平成29年11月13日)」		No.308、310 運営・維持管理業務委託契約に基づく対価(対価3)の内訳及び算定根拠	自動販売機及び売店運営等の自主事業を構成員又は協力企業に委託した場合、その収入及び費用は構成員又は協力企業に帰属し、SPCの収支とは切り離されます。この場合、当該収入及び費用は様式Ⅱ-10、11には記載する必要は無いという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りですが、どの程度の自主事業収入があるのか把握したいので、金額を記載してください。
17	従前の「募集要項等に対する質問への回答(平成29年11月13日)」		No.354 提案金額の算定方法	ご回答として、修繕等を実施した場合に限るため平準化はできない場合もあるとのことですが、質問の趣旨としては、修繕等を考慮し、年度ごとに異なる金額を計上したうえで、各年度内の四半期ごとの支払については平準化して支払われるのかということですが(それとも、四半期ごとにも対価の額を変化させることができるのか)。上記を踏まえ、改めてご回答ください。	年間支払額を年度協定で定め、四半期ごとに支払うことを原則としますが、修繕等については、完了後支払うことが想定されるため、そのような場合は、完全に平準化できない場合もあると想定しています。
18	要求水準書	14	(3) 造成計画	開発行為に係る関係管理者との事前協議に準じ協議を実施し、基準に基づく計画とし管理者の同意をとることとする。とありますが、貴市も全面的に協力していただけたらとの理解で宜しいでしょうか。 上記協議に限らず、関係機関との協議について事業者側で実施することとなっている事項については、協議への同席など、貴市としても全面的にサポートをしていただければ幸いです(本工事は相当タイトスケジュールとなるため、手戻となる工程は極力排除したい。工期厳守に向け、貴市と事業者が良きパートナーとして協働していきたいため。)	ご理解の通りです。市としても可能な範囲で協力していきます。